



第7回税理士実態調査の実施のお知らせ（回答期限：5月24日まで延長）

この実態調査は、10年毎に実施しているもので、税理士及び税理士法人の実態を把握し、税理士制度の発展に資すること等を目的に実施します。

より多くの会員にご回答いただくため、このたび回答期限を**5月24日（金）**まで延長することといたしました。

下記の特設サイトにウェブ回答ページ及び調査票のデータのほか、調査票の正誤情報を掲載しています。

[第7回税理士実態調査特設サイト（会員専用ページ）](#) → ※ユーザー名・パスワードは「taxnz」

調査の基準日・対象者

今回の調査は、令和6年1月1日を基準日とし、税理士会員及び税理士法人会員の全員を対象とします。

※税理士会員については、それぞれの登録区分に応じて調査内容が異なりますのでご注意ください。

※税理士法人会員については、主たる事務所にのみ調査票を送付します。

実施時期・回答期限

調査票は、4月1日ごろに郵送します。また、回答期限は、4月30日とします。⇒**令和6年5月24日まで延長します。**